

## 一般財団法人観光まちづくり佐伯旅費規程

(目的)

第1条 定款第47条第5項に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）評議員、役員及び職員の旅費の支給に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(旅費の支給)

第2条 法人業務のため出張した場合には、当該者に対し旅費を支給する。

(出張命令等)

第3条 出張は、次の各号で指定する者(以下「出張命令権者」という。)が発する出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)により行う。

- (1) 国外出張 理事長
- (2) 評議員、理事、監事の出張 当該業務を所管する業務執行理事
- (3) 管理監督職員の出張 当該業務を所管する業務執行理事
- (4) 前号以外の職員の出張 当該職員が所属する課長
- (5) 法人外の者の出張 当該業務を所管する業務執行理事

2 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿に、当該出張に関する必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示する暇がない場合には、出張後速やかに出張命令簿により通知するものとする。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料とする。

2 日当および宿泊の対象エリアは、別表1のとおりとする（ただし、理事長が特別に認めた場合を除く。）。

3 鉄道賃は、次の旅客運賃等を支給する。

- (1) 乗車に要する運賃
- (2) 片道50キロメートル以上の場合には、前号の運賃のほか、特別急行料金。なお、特別急行料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。
- (3) 繁忙期の座席指定料金

4 船賃は、路程に応じた旅客運賃等により支給する。

5 航空賃は、会務の緊急性若しくは経済性を勘案して、現に支払う運賃等により支給する。

6 車賃は、有料道路等の使用料を支給する。なお、やむを得ない事情により自家用車を使用する場合は、路程に応じ1キロメートルあたり23円を支給し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

7 日当、宿泊料、食卓料、船賃、航空運賃は、別表2により支給する。

8 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合は、別表2によらず旅費実費を支給する。

9 出張は、旅行事業者の募集型企画旅行（以下「パック旅行」という。）の利用を優先するものとする。

10 パック旅行を利用する場合は、パック旅行に含まれない交通費等を支給する。

11 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により出張中に次の各号に掲げる経費を負担した場合には、当該額を支給し、又は前項の額に加算して支給する。

(1) 駐車料金 現に支払った額

(2) 有料の道路の料金 現に支払った額

12 他の法人等と合同して出張する場合の旅費は、総務課長と協議のうえ合理的と判断された旅費を支給する

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の間路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の都合又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の間路又は方法によって出張することが困難な場合には、総務課長の承認を得て他の間路及び方法によって計算することができる。

(日数)

第6条 旅費計算上の出張日数は、出張のため現に要した日数による。

(旅費の支給及び精算)

第7条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、決裁を得なければならない。

2 仮払金により旅費の支給を受けた者又は出張命令の変更による旅費の追給若しくは返納を必要とする者は、帰着後1週間以内又は帰着日が属する月の末日までに旅費の精算をしなければならない。

3 法人は、旅費の全部又はその一部を出張者本人に支給することなく、直接旅行事業者等に支払うことができる。

(年度を跨ぐ出張)

第8条 出張の期間が年度を跨ぐ場合は、出発時の年度において旅費を計算し、支給する。

2 前条第2項の精算が必要な場合の措置は、総務課長が決定する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

## 附 則

1 この規程は、令和6年3月19日から施行する。

### 別表1

#### 日当支給及び宿泊可能区域

大分県外（ただし、宮崎県延岡市、日向市、東臼杵郡門川町及び西臼杵郡日之影町を除く。）

#### 大分県内の次の市町村

中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、玖珠町、九重町

### 別表2

#### 船賃及び航空運賃 下級運賃実費

日当（1日につき）	大分県外	3,000円
	大分県内（日帰）	1,300円
	大分県内（宿泊）	2,500円

ただし、宮崎県延岡市、日向市、東臼杵郡門川町及び西臼杵郡日之影町について、第4条第2項により理事長が特別に認めた場合においては、大分県内として取り扱う。宿泊料も同様とする。

宿泊料 県外 13,000円

県内 11,500円

食卓料（1泊につき） 5,000円を上限とする。